

令和 7 年度監査計画

京都府監査基準第 7 条第 1 項に基づき、令和 7 年度監査計画を定める。

第 1 実施方針

1 監査等の着眼点

(1) 合规性・正確性の確保

事務事業が法令に則って適正に行われているか、財務に関する数値は正確かなどの観点からの監査を行う。

実施に当たっては、監査基準第 8 条のリスクの概念を踏まえ、対象のリスクの内容と程度に応じた重点化を図り、効率的・効果的な監査を行う。

(2) 経済性・効率性・有効性（^{スリーイー}3E）の観点の重視

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること：Economy）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること：Efficiency）かつ効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること：Effectiveness）に行われているかという観点を重視する。

2 共通的・制度的課題の検出

統合財務システム等の効果的な活用により監査の事前調査を充実強化するとともに、潜在する共通的・制度的課題の検出に努める。その結果、非効率な仕組み等に対しては、改善に向けた要望を積極的に発出することで、部局横断的・全庁的な是正を図る。

3 監査結果の実効性の確保

監査結果に対する処理状況の適切な点検により、再発防止や業務改善を確認する。

特に、重大な指摘事項については、監査委員会において、対象機関に直接聴取し指導を行うなど、再発防止に向けた取組を徹底する。

また、監査結果のわかりやすい情報発信等に取り組むとともに、内部統制制度の中での再発防止が図られるよう、監査における指摘事例等について内部統制推進部局へ情報提供を行う。

4 質の高い監査の実施

内部の事例・課題検討会の充実強化を図るとともに、専門性の高い外部講師による研修等を積極的に行うことにより、監査委員を補助する事務局職員の専門性の向上に取り組み、3Eの観点等を重視した質の高い監査を実施する。

第2 監査等の種類、対象、時期等

1 監査基準第2条による区分

(1) 財務監査

ア 定期監査

府の全284機関を対象に、監査委員による監査と事務局職員による事前調査(事務局調査)を、それぞれ実地(現地)または書面により別紙のとおり実施する。

令和6年度(一部監査日までの現年度分を含む。)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とする。

イ 随時監査

定期監査のほか、必要があると認められるときは、随時監査を実施する。

(2) 行政監査

府の事務の執行を対象に、定期監査と併せて実施する。

なお、必要があると認められる場合は、特定の事務の執行を対象に、定期監査とは別に実施する。

(3) 財政的援助団体等監査

府が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体等について、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象として実施する。

監査の対象とする団体については、別途定める実施計画に基づき20団体程度を選定して行う。

(4) 決算審査

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された決算その他関係書類を対象として、法令等に適合し、かつ、正確であるか審査する。実施に当たっては、定期監査と併せて部局ごとの監査委員審査を行う。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(5) 例月出納検査

毎月例日を定めて、一般会計、特別会計、公営企業会計及び基金に属する現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、出納事務が正確に行われているか検査する。

(6) 基金運用状況審査

地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用の状況を示す書類を対象として、計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(7) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象として、法令等に適合し、かつ、正確であるか審査する。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

(8) 内部統制評価報告書審査

知事等が作成した内部統制評価報告書を対象として、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

なお、審査意見の提出に当たっては、知事との意見交換を行う。

実施期間、報告・公表時期

区 分	実施期間	報告・公表
(1)財務監査（定期監査）	令和7年4月～8年3月	年4回 第4回の報告時に年間総括
(2)行政監査		
(3)財政的援助団体等監査	令和7年6月～8年3月	上記と一括
(4)決算審査	令和7年6月～9月	令和7年9月
(5)例月出納検査	毎翌月末頃 (監査委員会議と同日)	実施後、速やかに
(6)基金運用状況審査	令和7年6月～9月	令和7年9月
(7)健全化判断比率等審査		
(8)内部統制評価報告書審査		

2 工事監査

令和6年度に完成した大規模工事を対象として実施する。

監査の対象とする工事については、別途定める実施計画に基づき10箇所程度を選定して行う。

3 重点項目監査

これまでの監査結果や社会情勢等を踏まえ、特定のテーマを設定して行う。

令和7年度のテーマは、次の2点とする。

- ・ 行政財産使用料等の取扱いについて
- ・ 毒物及び劇物の取扱いについて

(別紙)

令和7年度 監 査 対 象 機 関 等

※実地監査：監査委員が意見交換等により行うもの（それ以外のものは書面監査）

本 庁			
区分	部 局 名	課（室）等 名	同時執行（本庁経理）
実 地 監 査 (現地事務局調査)	知事直轄組織 〈9〉	秘書課、広報課、国際課、職員総務課、人事課 総務事務センター、会計課 〈7〉	旅券事務所、職員福利厚生センター 〈2〉
	危機管理部 〈4〉	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 〈4〉	
	総務部 〈8〉	総務調整課、政策法務課、財政課、税務課、自治振興課 入札課、府有資産活用課 〈7〉	選挙管理委員会 〈1〉
	総合政策環境部 〈12〉	総合政策室、地域政策室、政策環境総務課、万博・地域交流課 情報政策課、デジタル政策推進課、企画統計課、大学政策課 脱炭素社会推進課、循環型社会推進課、自然環境保全課 環境管理課 〈12〉	
	文化生活部・ 文化施設政策監 〈14〉	人権啓発推進室、文化政策室、文化生活総務課、文化芸術課 スポーツ振興課、文教課、安心・安全まちづくり推進課 男女共同参画課、府民総合案内・相談センター 消費生活安全センター、生活衛生課 文化施設政策監付 〈12〉	交通事故相談所 動物愛護センター 〈2〉
	健康福祉部 〈12〉	こども・子育て総合支援室、健康福祉総務課、高齢者支援課 医療保険政策課、リハビリテーション支援センター 地域福祉推進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課 健康対策課、医療課、薬務課 〈11〉	救急医療情報センター 〈1〉
	商工労働観光部 〈14〉	労働政策室、観光室、産業労働総務課、中小企業総合支援課 産業振興課、染織・工芸課、産業立地課、経済交流課 文化学術研究都市推進課、雇用推進課、人材育成課 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕 〈13〉	労働委員会事務局 〈1〉
	農林水産部 〈11〉	農政課、農村振興課、経営支援・担い手育成課 流通・ブランド戦略課、農産課、畜産課、水産課 林業振興課、森の保全推進課 〈9〉	京都乙訓農業改良普及センター、内水面漁場管理委員会 〈2〉
	建設交通部 〈20〉	監理課、指導検査課、用地課、道路計画課、道路建設課 道路管理課、交通政策課、河川課、砂防課、都市計画課 建築指導課、住宅政策課、住宅整備課、営繕課 公営企業経営課、水道政策課、下水道政策課 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕 〈19〉	収用委員会 〈1〉
	議会事務局 〈1〉		
	監査委員事務局 〈1〉		
	人事委員会事務局 〈1〉		
	教育庁 〈14〉	高校改革推進室、総務企画課、管理課、教職員企画課 教職員人事課、福利課、学校教育課、特別支援教育課 高校教育課、教育DX推進課、保健体育課、社会教育課 文化財保護課 〈13〉	埋蔵文化財事務所 〈1〉
	警察本部 〈1〉	本部 〈1〉	
計 〈120〉		〈109〉	〈11〉

(注) 1 < >書きは、部局ごとの監査対象機関数

2 〔(港湾局) 港湾企画課、港湾施設課〕は、商工労働観光部及び建設交通部の共管で、各部にそれぞれ計上しているため、計からは重複分を除外

3 同時執行機関は、本庁において経理を行っている機関

地 域 機 関					
区分	京都市内	山城地域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
実 地 監 査	府税事務所 京都学・歴史館 精神保健福祉総合センター 中小企業技術センター 京都土木事務所 総合教育センター 北稜高校、朱雀高校 聾学校 中京警察署、山科警察署 右京警察署	山城広域振興局 (10) 自転車競技事務所 洛南病院 流域下水道事務所 乙訓教育局 乙訓高校 八幡支援学校 田辺警察署	南丹広域振興局 (5) 病虫害防除所 農林水産技術センター (農林センター(森林技術センター)) 亀岡高校	中丹広域振興局 (8) 福知山児童福祉所 福知山高等技術専門学校 農業大学校 農林水産技術センター (畜産センター(淀高原牧場)) 公営企業管理事務所 工業高校	丹後広域振興局 (5) 看護学校 丹後家畜保健衛生所 峰山高校
	<59>	<12>	<17>	<8>	<14>
書 面 監 査	(現地事務局調査) 家庭支援総合センター 京都林務事務所 北嵯峨高校	宇治児童福祉所 府営水道事務所			
	<5>	<3>	<2>		
監 査	(書面事務局調査) 職員研修・研究支援センター 消防学校 東京事務所 植物園 体育館 保健器械研究所 計量検定所 京都高等技術専門学校 陶工高等技術専門学校 京都障害者高等技術専門学校 図書館 山城高校、清明高校 鴨沂高校 洛北高校・附属中学校 洛東高校、鳥羽高校 嵯峨野高校 北桑田高校、桂高校 洛西高校、桃山高校 東稜高校、洛水高校 京都すばる高校 盲学校 川端警察署、上京警察署 東山警察署、下京警察署 下鴨警察署、伏見警察署 南警察署、北警察署 西京警察署	農林水産技術センター (茶業研究所) 農林水産技術センター (生物資源研究センター) 山城家畜保健衛生所 山城教育局 山城郷土資料館 向陽高校、西乙訓高校 東宇治高校、莚道高校 城南菱創高校 城陽高校、西城陽高校 京都八幡高校 久御山高校 田辺高校、木津高校 南陽高校・附属中学校 向日が丘支援学校 宇治支援学校 城陽支援学校 井手やまぶき支援学校 南山城支援学校 向日町警察署 宇治警察署、城陽警察署 八幡警察署、木津警察署	淇陽学校 南丹家畜保健衛生所 林業大学校 大野ダム総合管理事務所 南丹教育局 南丹高校 園部高校・附属中学校 農芸高校 須知高校 丹波支援学校 亀岡警察署 南丹警察署	中丹家畜保健衛生所 中丹教育局 綾部高校 福知山高校・附属中学校 大江高校 東舞鶴高校 西舞鶴高校 中丹支援学校 舞鶴支援学校 綾部警察署 福知山警察署 舞鶴警察署	織物・機械金属振興センター 農林水産技術センター (丹後農業研究所) 農林水産技術センター (海洋センター) 水産事務所 海区漁業調整委員会 丹後教育局 丹後郷土資料館 海羊高校 宮津天橋高校 丹後緑風高校 清新高校 与謝の海支援学校 宮津警察署 京丹後警察署
	<105> <100>	<35>	<27>	<12>	<14>
計 <164>		<50>	<46>	<20>	<22>

(注) 広域振興局の()は保健所、土木事務所、土地改良事務所、農業改良普及センターを含む機関数

- ・土木事務所 : 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・保健所 : 乙訓、山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後
- ・土地改良事務所 : 山城、南丹、中丹、丹後
- ・農業改良普及センター : 山城北、山城南、南丹、中丹東、中丹西、丹後